

困ったときは相談してください！

あなたのまちの地域包括支援センター

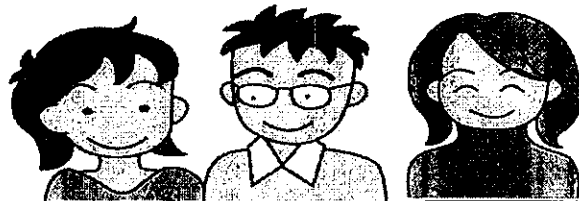
地域包括支援センターは、介護の相談や健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者のさまざまな悩みや相談ごとをお受けする総合相談機関です。

お住まいの身近なまちごとに設置されています。お気軽にご相談ください。

介護認定申請など介護保険サービスの利用を手助けします

足が不自由で家事や通院が1人で出来にくくなった。

高齢者のみなさん
高齢者のご家族
高齢者の近所のみなさん
私たちに
ご相談ください



保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員

体力・気力が落ちて、もの忘れや転倒が心配になった。

介護予防を
応援します

もの忘れで、年金を自分で管理できなくなった。

権利を守ります

一人暮らしで物忘れがある人の生活が心配。隣近所で声を掛け合えるようにしたい。

暮らしやすい
地域づくり

近所に住む一人暮らしのお年よりが「会食交流会」に来なくなって心配

認知症の父親の介護に不安と疲労が重なりイライラしていつも怒鳴ってしまう



訪問して様子を
みてみましょう。

介護の負担を減らせない
か一緒に考えましょう

鶴岡市

(裏面もご覧ください)

2019年4月1日～

地域包括支援センター名	所在地	☎	担当地域
健楽園地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人一幸会)	陽光町 9-20	25-0888	第一学区 第四学区
地域包括支援センターなえづ (運営主体:社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会)	ほなみ町 3-1	26-9260	第二学区 齋 黄金
地域包括支援センターつくし (運営主体:一般社団法人鶴岡地区医師会)	馬場町 1-34	29-1256	第三学区 湯田川 田川
永寿荘地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人恵泉会)	宝田二丁目 7-29	29-2900	第五学区 京田、栄
地域包括支援センターかたりあい (運営主体:社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会)	西新斎町 14-26 (豊浦相談窓口:「とようら居 宅介護支援センター内」三 瀬字菖蒲田 67-1)	29-1626	第六学区 大泉、上郷 三瀬、由良 小堅
鶴岡西地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人思恩会)	友江町 2-18 (湯野浜相談窓口:「しおん 荘居宅介護支援事業所内」 湯野浜一丁目 19-28)	35-0300	大 山 加 茂 湯野浜 西 郷
地域包括支援センターふじしま (運営主体:社会福祉法人ふじの里)	藤の花一丁目 18-1	78-2370	藤 島
地域包括支援センターはぐろ (運営主体:社会福祉法人羽黒百寿会)	羽黒町荒川字前田元89 (羽黒庁舎1階)	64-8281	羽 黒
地域包括支援センターくしびき (運営主体:社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会)	三千刈字藤掛 1	57-5003	櫛 引
地域包括支援センターあさひ (運営主体:社会福祉法人朝日ぶなの木会)	下名川字落合 1 (朝日庁舎2階)	58-1068	朝 日
地域包括支援センターあつみ (運営主体:社会福祉法人あつみ福祉会)	温海戊577-1 (温海庁舎2階)	43-3010	温 海

地域包括ケア推進室の新設について

1. 地域包括ケア推進室新設の必要性

(1) 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みとして住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”の取組みの深化が求められている。

近年、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題（“80代の親とひきこもる50代の子ども”のような事例）を抱えるといった状況が数多く生じ、これまでの対象者や分野ごとの縦割りの制度では十分な支援につながらないとの指摘がなされている。

本市においても、ひとり暮らし高齢者の増加など少子高齢化に伴う諸課題への対応も含め、介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮者支援など様々な分野を包含し、住民組織とも連携協力しながら、国が提唱している「誰もが支え合う地域共生社会」の実現に向け、取り組む必要がある。

こうした課題を踏まえ、地域包括ケアについて、これまで進めてきた高齢者中心のものから全世代型のシステムへと再構築し、さらに、地域包括ケアに欠かせない在宅医療の推進など地域医療を所管する部署を新たに市長部局に設ける視点も加え、健康福祉部内に「地域包括ケア推進室」を設置する。

2. 地域包括ケア推進室の概要

(1) 設置の趣旨

- ①地域福祉と地域包括ケアの一元的推進
- ②部内各課の共通課題や庁内各部署との施策の調整
- ③市長部局における地域医療を所管する新たな部署の設置

(2) 果たす機能・役割

- ①地域医療の推進
(鶴岡地区医師会や荘内病院等で行われている地域医療関連業務への参画と調整ほか)
- ②全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクトの推進
(第2次鶴岡市総合計画に掲げる「未来創造のプロジェクト」7項目のひとつ)
- ③部内各課の共通課題にかかる施策の調整
(ひきこもり、発達支援、貧困対策など)
- ④新たな課題への対応
(高齢保健と介護予防施策の一体化、難病や精神保健福祉の支援体制整備など)
- ⑤各相談支援窓口の統括
(連携促進、配置職員の資質向上のための研修)

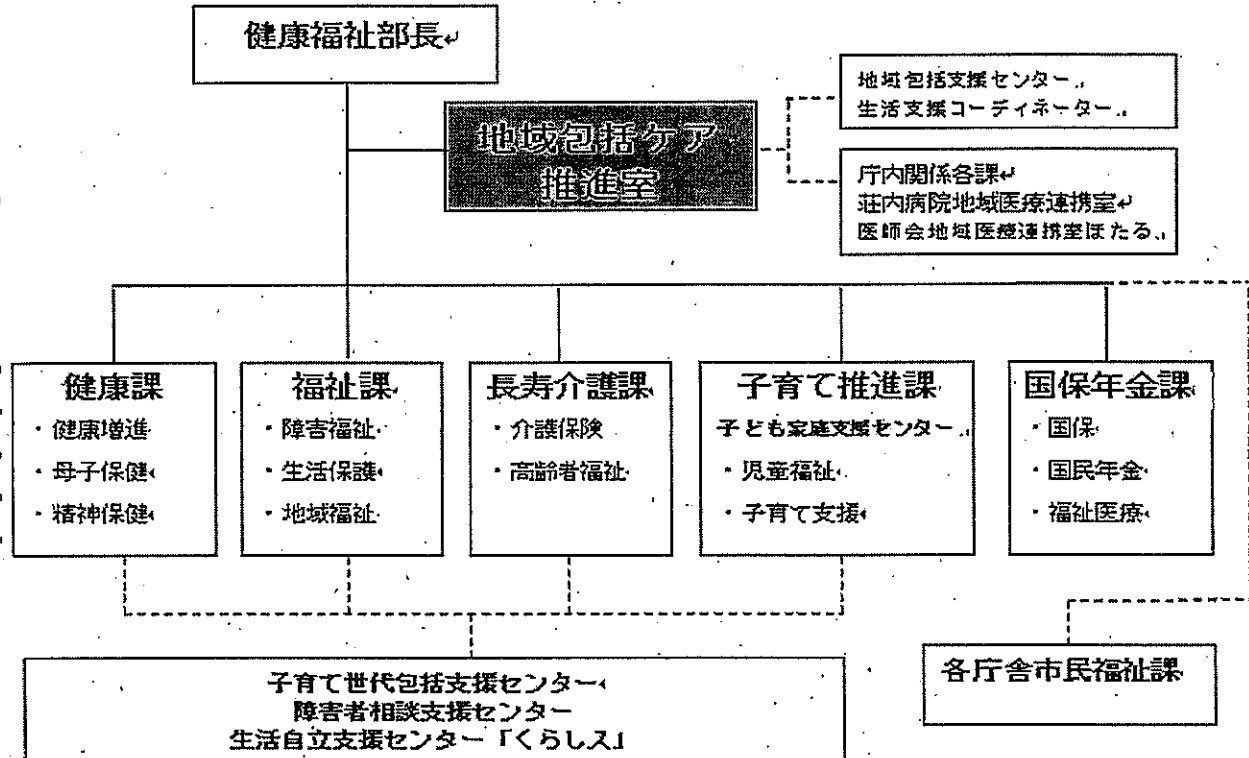
(3) 具体的業務

関係部署からの移行業務（地域福祉計画策定、生活支援コーディネーターなど）
新規業務（地域医療を考える市民委員会、各種相談支援体制の統括調整など）

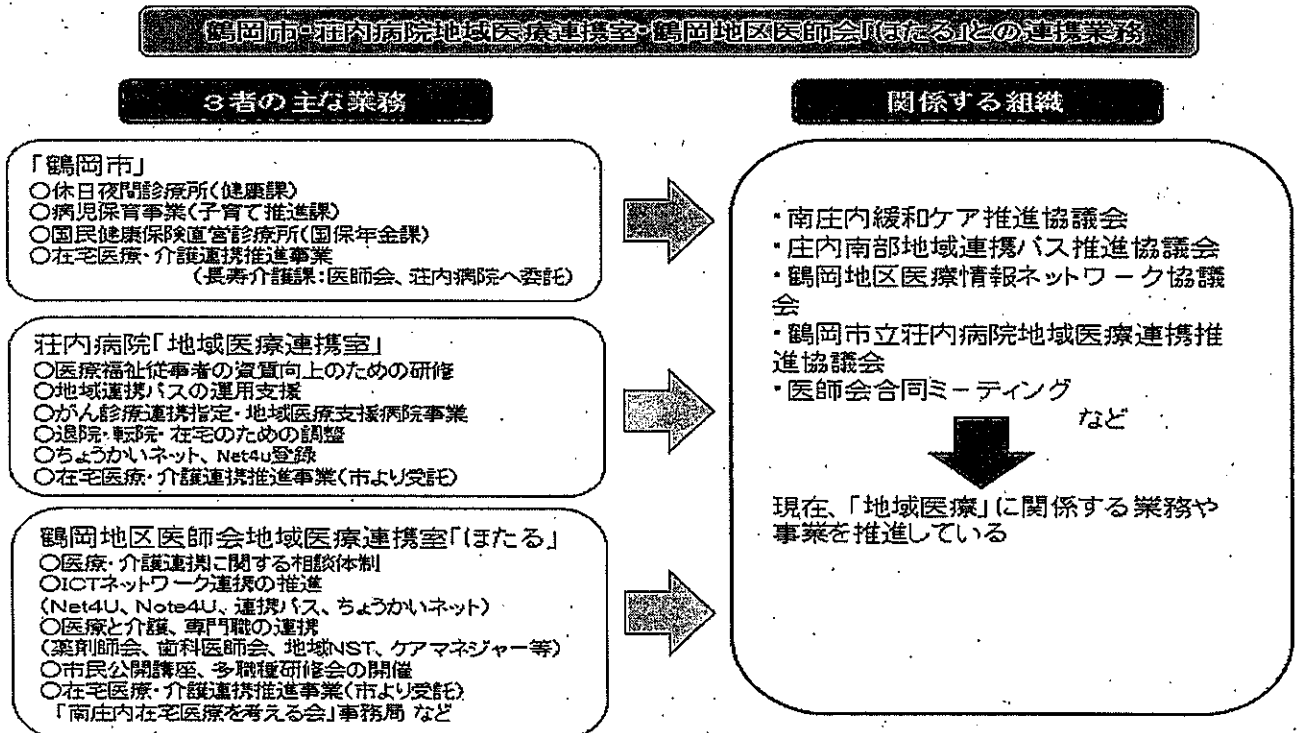
(4) 組織体制

健康福祉部の部内室として位置づけ、職員は室長以下5人を予定する

《地域包括ケア推進室設置に伴う健康福祉部のイメージ》



3. 本市における地域医療にかかる取り組みの現状



短期入所(ショートステイ)別居住費一覧表(H31.3.1現在)

事業所の名称	指定年月日	定員	居住費(基準費用額)
			ユニット型個室(※)
短期入所センターおおやま	平成17年3月31日	26	1,600
ショートステイかけはし2号館	平成24年3月30日	10	1,970
(介護予防)短期入所生活介護事業所めぐみの郷しらやま	平成28年3月11日	10	1,970
池幸園ショートステイ	平成29年4月1日	12	1,970

※ユニット型個室とは・・・共同生活室(台所・食堂・浴室等)に併殺されている個室。
10人程度の生活グループに区切られているので、プライバシーを確保しながら人と交流しやすい環境となっている。

低所得者の食費・居住費の負担軽減(補足給付)の仕組み①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費(補足給付)として給付。

		基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額(日額(月額))			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,392円(4.2万円) 1,380円(4.2万円)	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)	
居住費	多床室	特養等 855円(2.6万円) 840円(2.6万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
		老健・療養、医療院等 377円(1.1万円) 370円(1.1万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
	従来型 個室	特養等 1,171円(3.6万円) 1,150円(3.5万円)	320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)	
		老健・療養、医療院等 1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	
	ユニット型個室的多床室		1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円(6.1万円) 1,970円(6.0万円)	820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,310円(4.0万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

